

職業がんの労災補償状況

各年度中に職業がんでは新規に支給決定を行った者の疾病、年度別の推移

(単位：人)

疾 病 名	年 度				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	1	2	8	2	2
ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍		1	5	4	3
4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん					
ベリリウムにさらされる業務による肺がん			1		
ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					
石綿にさらされる業務による肺がん	382	391	363	387	335
石綿にさらされる業務による中皮腫	529	529	539	540	564
ベンゼンにさらされる業務による白血病					
塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	1				
1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	10	6	1	1	1
ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	3	1		1	1
電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	2	1	1	2	2
オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	10	1	4	2	10
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	2				2
ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん					
すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん		1		1	
亜鉛黄又は黄鉛による肺がん					
ジアニシジンによる尿路系腫瘍	1		1		
その他のがん				7	4
計	941	933	923	947	924

(注)「職業がん」とは、労基則別表第1の2第7号に該当する疾病をいう。

「亜鉛黄又は黄鉛による肺がん」及び「ジアニシジンによる尿路系腫瘍」については、労働基準法施行規則の一部を改正する省令(平成22年5月7日付け厚生労働省令第69号)による改正後の労基則別表第1の2第10号に該当する疾病である。